

文教委員会資料②

2 所管事務の調査（報告）

- (5) 令和7年度 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料 令和7年度 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」

参考資料1 令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料2 令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

こども未来局

(令和8年8月26日)

児童家庭支援・虐待対策室 担当

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和7(2025)年度)

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要	1 法人の事業概要 生活支援事業、自立促進事業 交流促進事業、地区母子寡婦福祉会の育成、研修会の開催、職業紹介事業、物資の販売並びに自動販売機及び売店の設置運営、調査研究事業、その他母子家庭等に対する総合的な支援等 2 法人の設立目的 母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査及び研究並びに母子家庭及び寡婦に対する必要な援助を行うことにより、川崎市内の母子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とします。 3 法人のミッション 母子家庭及び寡婦の福祉のため地域で活動する地区母子寡婦福祉会の育成を図りながら、母子家庭及び寡婦に対する生活支援、自立促進対策を行うほか、母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査研究及び各種研修会の開催、啓発広報等の事業を行います。		
本市施策における法人の役割	当該法人は、母子父子寡婦福祉法に規定された市内唯一の母子、父子及び寡婦の福祉団体であり、長い歴史の中で母子父子寡婦福祉の専門知識を蓄積していることから、当該分野の本市施策の一部について受託団体として実施するとともに、市が実施に至っていない事業を自主事業として主体的に実施するなど、市の施策推進の一翼を担っています。また、9地区の福祉会を包含していることから、地域に密着した事業推進を可能としています。 一般財団法人に移行後も、法人の目的・趣旨には、公益性が強いため、母子・父子福祉団体として本市との施策上の関係性を維持し、「法人の自立化」と「施策上の役割強化」を両立させていきます。 また、母子・父子福祉団体は、生み出した収益を福祉に還元することが目的であるため、法人が生み出す収益を有効活用し、法人の事業拡充を図り、ひとり親家庭及び寡婦の支援を強化し、母子父子寡婦福祉の向上に還元していきます。		
法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策	施策
	関連する市の分野別計画	政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる	施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
現状と課題	1 現状 ・生活・就労相談事業における個々の相談内容については、ひとり親家庭となる経緯が様々であり、また新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化に伴い多様化しています。 ・ひとり親家庭については、その生活環境から職種や雇用条件等が特に限定されることもあり、依然厳しい雇用状況にあります。 ・地域活動については、長年における地域ネットワークを活用しながら実施しており、参加者の満足度も比較的高いです。 ・法人の収益事業の一つである川崎市南部斎苑及び川崎市北部斎苑で実施している売店事業については、新型コロナウイルスの感染拡大以降の社会状況の変化により、販売収益が大幅に悪化しています。 ・多様化するニーズや事業に対応するべく、更なる関係機関との連携、専門知識・能力の向上が求められています。 2 課題 ・ひとり親家庭における相談内容の多様化により、支援相談における対応が困難化しています。 ・ひとり親家庭における雇用状況が厳しい中、経済的自立に向けて、より効果的な就労支援が必要です。 ・効果的な地域活動を実施する一方、現在、若い世代の組織離れ等の傾向により、法人会員数が近年横ばい傾向です。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大以降、斎苑売店事業の収益が大きく悪化しており、法人の財産額が減少している状況を踏まえ、改善のための取組を早急に進める必要があります。 ・社会情勢が変遷するなかでひとり親家庭等を取り巻く現状を踏まえ、課題やニーズを把握した適切な対応を行うために、専門知識の習得と資質向上に努める必要があります。		
取組の方向性	1 経営改善項目 ・公益目的支出計画に基づき計画的な支出を進めながら、収益事業の収支改善を図り、将来に渡っての法人財産額の維持に向けて取組みます。 ・多様化するニーズや事業に対応するべく、外部研修への参加等により職員の資質向上を図ります。 2 連携・活用項目 ・生活相談や就労相談について、相談員の専門知識及びスキルの向上や関係機関との連携により、効率的かつ効果的な対応を行います。 ・生活支援や就労支援について、ニーズを捉えた講習を的確に実施しながら、利用者への効果的な支援を行います。 ・地域活動について、主に若い世代のひとり親家庭に向けた広報や交流事業を強化し、会員の確保や地域活動の活性化に繋がります。 ・ひとり親家庭等に関する専門知識や地域の情報等を共有し、市と法人双方の支援体制の連携・強化を図りながら、効果的に事業を進めていきます。 ・その他、国の動向や社会状況等を踏まえながら、適宜関係機関との連携・調整を行っていきます。		

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4カ年計画の目標

- 1 施策の推進に向けた事業計画として、主に次の事業における取組を実施し、支援の効果等についての向上又は維持を図ります。
・生活支援事業において、生活相談の適切な対応や効果的な生活支援講座を実施することで、ひとり親家庭の生活力の向上を図ります。
・自立支援事業において、就労相談に対しては、ニーズに応じ関係機関と連携しながら適切に対応するとともに、効果的な資格や技能の取得に向けた就業支援講習を実施し、ひとり親家庭の将来の安定した自立の促進を図ります。
・地域活動推進事業において、会員確保に向けた取組や地区母子寡婦福祉会を通じた地域活動や交流を促進し、地域力の向上を図ります。
- 2 経営健全化に向けた事業として、主に斎苑の売店事業等の収益事業において、法人の事業執行や運営に必要な収益の確保を図ります。
- 3 業務・組織に関わる計画として、主に法人職員の専門意識の向上やスキル習得等の取組を推進し、法人組織の支援体制の強化を図ります。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和7 (2025)年度)	実績値 (令和7 (2025)年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の方 向性 (※4)
①	母子家庭等生活支援事業	生活相談件数	972	1,020	1,478	件	a	A	I
		講座受講者数	629	465	813	人	a		
		講座受講者の満足度	90.0	92.0	98.8	%	a		
		事業別の行政サ－ビスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	14,361 (14,361)	16,131 (16,131)	千円	2)	(2)	
②	母子家庭等自立支援事業	就労相談件数	2,387	2,580	2,314	件	c	C	II
		講座受講者数	1,090	1,400	958	人	c		
		就労支援に係る講座の受講者等の就労決定率	80	80	86	%	a		
		事業別の行政サ－ビスコスト	本市財政支出 (直接事業費)	21,540 (21,540)	22,395 (22,395)	千円	2)	(2)	
③	母子家庭等地域活動推進事業	会員数	493	620	379	人	c	C	II
		事業参加者数	2,309	2,770	2,513	人	b		
		地域活動への評価	90.0	92.0	90.6	%	b		

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和7 (2025)年度)	実績値 (令和7 (2025)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の方 向性
①	収益性の確保	経常収支比率	90.8	96.7	106.2	%	a	A	I
		正味財産の推移	89,318	79,027	95,287	千円	a		

3. 業務・組織に関する取組									
取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和7 (2025)年度)	実績値 (令和7 (2025)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の方 向性
①	事務執行体制の確保	外部研修への参加(延べ人数)	22	20	22	人	a	A	I

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【 I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】



法人及び本市による総括

【令和6(2024)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

生活支援事業・自立支援事業は、母子・父子福祉センター事業において重要な役割であると認識し、事業推進と改善に取り組みました。特に生活支援については丁寧な相談支援を積み重ね目標値を上回り、自立支援事業についても、個々の状況や希望等に寄り添いながら支援を行ったことで就労に繋がり成果がありました。就業支援講習会については内容や開催方法の見直しを行い、受講者数の増に繋がってまいります。

地域活動推進事業は、会員数や事業参加者数について目標達成が難しい状況ですが、親子で参加できるイベント実施や地区会ごとのLINEの活用等、会員の活発な活動ができており、こうした活動をきっかけに会員・イベント参加者の増加につなげられるよう取り組みます。

収益事業については、斎苑売店事業の受託最終年度において事業を適切に終了し、事業単独で黒字となりました。

業務執行体制の確保については目標達成できているため、引き続き職員の積極的なスキルアップができる環境整備にも取り組みます。

【令和7(2025)年度を含む4か年の取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

本市からの委託事業である生活支援事業・自立支援事業については、いずれも目標値を概ね達成しており、本市が母子・父子福祉センター事業に求めるひとり親家庭支援の役割を果たしていると評価しています。特に生活支援事業においては、要支援家庭や離婚前後の不安を抱えた方々に対してもしっかりと向き合い、丁寧な対応を積み重ねながら、目標値を上回る実績をあげており、高く評価できるものです。

地域活動推進事業については、会員数や事業参加者数が伸び悩んでいるところですが、若い世代を含めた活発な活動により、新たな会員の獲得にも繋がっているため、ニーズの把握や効果的な広報による会員確保の取組を進め、今後もひとり親家庭の交流や地域の繋がりがづくりの役割に期待します。

収益事業については、赤字が続いていた斎苑売店事業を適切に終了したため、今後は収益の柱となる自動販売機設置事業について、手数料の見直しや新規設置による収益増の取組に注力し、法人の地域活動の活発化のため収益確保による法人財産の維持にも努めることを期待します。

業務執行体制の確保については、状況の改善を図り目標の達成を維持しているため、職員がスキルの向上に意欲的に取り組めるような環境づくりも進め、本市の委託事業である生活支援事業・自立支援事業の質の向上に繋がることが期待します。

今後も、市と連携してひとり親家庭等の支援に引き続き取り組むことを期待します。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

1. 本市施策推進に向けた事業取組①（令和7（2025）年度）

事業名	母子家庭等生活支援事業
計 画（Plan）	
現状	・生活相談については、相談内容が多様化しており、相談者のニーズを正確にくみ取り、市内の関係機関とも連携しながら、適切な支援に繋げる対応が求められています。 ・講座受講者数については、利用の需要もあって一定の実績があるものの、社会状況の変化を踏まえたニーズを捉え、講座内容の検討、見直しを行う必要があります。
行動計画	・生活相談件数については、対象世帯の利用促進につながる広報活動を行い、相談者に寄り添いながら適切な相談対応により、相談件数の増加を図ります。 ・経済的自立に向けた就労支援講座に重点を置くことにより、生活支援講座の開催数は削減しますが、ニーズを捉えた講座開催に努めることで、引き続き参加者の促進を図ります。 ・講座内容について、ニーズに沿いながら随時見直すことで、受講者の満足度の向上を図ります。
具体的な取組内容	【指標1関連】 ・ホームページやメルマガ、他のひとり親イベント等での広報活動を行うことで対象世帯の利用につなげるとともに、離婚前相談や日常生活支援事業の利用希望等、多様化している相談者のニーズに寄り添った丁寧な対応を継続し、必要に応じて区役所等の関係する支援機関とも連携しながら適切な相談対応を行います。 【指標2関連】 ・ニーズの高い弁護士による法律相談の受け入れ枠の拡充のほか、離婚前の方も対象とした新規講座をオンラインと会場のハイブリッドで実施します。また、健康講座について、需要の高いヨーガは継続しながら、新たにニーズをとらえフラダンス教室を実施します。 【指標3関連】 ・講座の内容や実施方法等については、利用者からの意見や新たなニーズ等を踏まえ見直しを行いながら実施し、満足度の維持を図ります。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 支援員を派遣し家事・育児等の支援を行う日常生活支援事業について、要支援家庭への支援のため、支援機関と連携した利用調整対応のほか、法律相談利用者の事前整理やアフターフォローを実施しました。 【指標2関連】 ニーズの高い弁護士による法律相談の受入可能枠を拡充したほか、忙しいひとり親が受講しやすいよう、一部の講座についてはオンラインと会場のハイブリッド方式で開催しました。また、健康講座についてはニーズに合わせ新たにフラダンス教室を実施するとともに、親子で楽しめるひとり親向けイベントは継続して実施しました。 【指標3関連】 講座等の受講者でアンケート回答者全体のうち98.8%が満足したと回答しており、利用者のニーズに沿ったものを実施できました。
----------------	--

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	生活相談件数		目標値		945	970	995	1,020	件
	説明	ひとり親家庭等の生活支援のために実施する相談事業における延件数	実績値	972	1,253	1,190	1,182	1,478	
2	講座受講者数		目標値		435	445	455	465	人
	説明	ひとり親家庭等の生活力の向上を促すために実施する生活支援講習会の受講者延人数	実績値	629	442	493	711	813	
3	講座受講者の満足度		目標値		90.5	91.0	91.5	92.0	%
	説明	生活支援に関する講座受講者の満足度 ※R4年度の個別設定値:85.5%(現状値の95%)	実績値	90	97.1	94.9	99.0	98.8	

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標1は、日常生活支援事業について、支援機関を介した要支援家庭の利用調整に係る対応や、法律相談に対する問い合わせと利用者へのアフターフォローにより、件数は目標値と比較して高い数値となりました。
 指標2は、よりニーズに沿った内容となるよう講座の見直しを行ったことや、ニーズの高い弁護士による法律相談の受入れ枠の拡充により、令和6年度実績を上回り目標値も上回りました。
 指標3は、講座受講者の満足度は98.8%となり目標を達成し、受講者にとってニーズに沿った内容を実施できました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 指標1の目標値を上回っており、内容についても弁護士相談利用者へのフォローや、日常生活支援事業における要支援家庭への丁寧な利用調整を粘り強く行っているもので、ひとり親家庭の支援に貢献しているといえるため。また、ニーズの高い各種講座を実施したことで、指標2・3の目標値を上回り、利用者の多くが満足する内容の支援を提供しているといえるため。

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値		14,930 (14,930)	14,930 (14,930)	14,930 (14,930)	14,930 (14,930)	千円
	説明 本市財政支出 (直接事業費)	実績値	14,361 (14,361)	14,930 (14,930)	15,234 (15,234)	17,124 (17,124)	16,131 (16,131)	

行政サービスコスト
に対する達成度

2)

- 1). 実績値が目標値の100%未満
- 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満
- 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満
- 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

当該事業は市の受託事業であり、市からの委託料総額を「母子家庭等生活支援事業」と「母子家庭等自立支援事業」で案分することで行政サービスコストとしています。令和6年度比で支出は減少していますが、職員給与の増額や光熱費の高騰等の影響により目標値を超過しました。

本市に
よる評価

費用対効果
(「達成状況」と「行政
サービスコストに対す
る達成度」等を踏まえ
評価)

区分

区分選択の理由

- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

(2)

行政サービスコストは目標値を下回ったものの、施策推進に関する指標1～3の目標値を上回っているほか、利用者個別の状況に応じ寄り添った対応を行っており、ひとり親家庭の生活支援に貢献しているため。

改善 (Action)

実施結果 (Do) や評価 (Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続	II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	III. 状況の変化により取組を中止
		I	- 引き続き、生活や子育ての課題に係る様々な問合せ・相談に対応しながら、日常生活支援事業や弁護士相談の利用者等、特に課題や不安を抱えるひとり親家庭に寄り添い、丁寧な対応を行います。 - 離婚前の方も含めた支援やその他の生活支援講習会について、よりニーズに沿った内容や利用しやすい方法となるよう見直しを行いながら実施します。 - 講習会の内容については、ひとり親家庭が生活の安定や自立に向けて必要な知識等も習得できるよう取り組みます。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組②（令和7（2025）年度）

事業名	母子家庭等自立支援事業
計 画（Plan）	
現状	・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、就労に関する相談件数は大きく増加しており、将来の安定した自立に向けて、社会情勢を踏まえ効果的に対応することが求められています。 ・就労支援講座では、ニーズに合わせた講座を実施し、受講実績を挙げていますが、ひとり親家庭の経済的自立を効果的に支援し、就労に繋げるためには、今後も社会情勢を注視し、ニーズに的確に対応し、新たな講座の開拓・実施に努める必要があります。
行動計画	・就労相談については、市内の関係機関と連携しながら、引き続き効率的かつ効果的な対応を行います。母子・父子自立支援プログラム策定対象者に対しては、資格の取得から就業まで継続して支援を行い、ひとり親家庭等の確実な自立につなげていきます。 ・就業を取り巻く社会状況や企業ニーズ等を分析・把握しつつ、就業に結びつきやすい資格の取得に向けた講座を実施するとともに、生活支援講座から就労支援講座に重点を移すことで、講座実施回数やオンライン講習について拡大を進めながら、さらなる参加の促進を図ります。 ・自立を目指すひとり親家庭に対して、就労相談における対応や資格取得の支援を適切に行うとともに、関係機関とも連携しながら、就労支援を受けたひとり親等（講座の受講者、母子・父子自立支援プログラムの策定者等）の就労決定率の増加を図ります。
具体的な取組内容	【指標1関連】 ・個々の相談者に対して丁寧な聞き取りを行い、ニーズに応じた各種制度や講座等の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぐ等、適切な支援を行います。また、サン・ライヴでの講座受講者等に対しても、終了後の状況確認や関係する情報の提供を行う等、アフターフォローを実施します。 【指標2関連】 ・パソコン講座の夜間開催も継続しながら、資格取得に向けた講座については、よりニーズに沿った内容となるよう、新たに医療事務受験対策講座や、給付金を利用してステップアップを目指す方向けのセミナーを実施します。また、働き方を考えるきっかけを提供する就業支援セミナーについて、より参加しやすいようオンラインを併用し年間2回行います。 【指標3関連】 ・各種講座受講者等の確実な就労やステップアップに向け、関係する講座や制度の案内を行うなど、個々に応じた丁寧なアフターフォローを行うことで、就労率の向上を図ります。また、「自立支援教育訓練給付金事業」や「高等職業訓練促進給付金」等を活用した資格取得を目指す方に対しては、修学中の生活や資格取得の難易度、取得後の就職等を踏まえた自立支援プログラムの策定を行い、将来の生活の安定につながるよう適切なアドバイスや情報提供による支援を行います。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 就労相談や講座に関する問い合わせ対応のほか、給付金を活用した資格取得の相談受付等を行いました。また、相談内容や家庭の状況に応じてハローワーク等の関係機関や講座を案内する等、個々の状況に適した支援へのつなぎを行いました。アフターフォローを兼ねた状況確認では、必要に応じてセミナー等の情報提供や引き続きの支援を行いました。 【指標2関連】 技術レベルに応じたパソコン講座や医療事務等の受験対策講座のほか、看護師・保育士等の資格取得を目指す方向けの就業支援セミナーを実施し、活用できる給付金の案内も併せて行いました。また、自立に向けた意欲を促進するため、子育てとの両立や子どもの自立後も見据えた働き方講座を実施しました。開催については、忙しいひとり親が受講しやすいよう、講座により夜間や土曜日開催、オンラインでの実施等、工夫しながら行いました。
----------------	---

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	就労相談件数	目標値		2,475	2,510	2,545	2,580	件
	説明 ひとり親家庭等の親から相談を受け、就労に関する助言や情報提供等を行った延件数	実績値	2,387	3,045	2,517	2,804	2,314	
2	講座受講者数	目標値		1,310	1,340	1,370	1,400	人
	説明 ひとり親家庭等の親の就業・自立に向けて、資格や技能の取得のために実施する講座の受講者延人数	実績値	1,090	1,532	1,267	1,058	958	
3	就労支援に係る講座の受講者等の就労決定率	目標値		75	77	79	80	%
	説明 就労支援に係る講座の受講者、母子・父子自立支援プログラムの策定者等が就労につながった割合 ※R7年度の個別設定値: 76.0%(現状値の95%)	実績値	80	88	86	85	86	

指標1 に対する達成度	C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	C	
指標3 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標1は、利用者の利便性向上のため、ホームページからの講座申込やメール対応を行ったことで、対面や複数回電話でのやりとりをしていたものが減少したため、実績値は昨年度比で減少しましたが、効果的な就労支援となるよう取り組みました。

指標2は、夜間や土曜日、オンラインでの開催等により、一定の参加者は確保したところですが、パソコン等の連続講座の受講者が少なかったため、延べ人数である指標の目標値を下回りました。

指標3は、各種講座受講者や母子・父子自立支援プログラムの策定者等の状況を確認した結果、3月末時点で多くの方が就労状況に改善や継続ができていた状況であり、目標値を上回りました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C

指標1・2は未達成であったが、指標1については利用者の利便性向上や効率的な支援の取組によるものであり、就労支援において関わった方に対しては、丁寧かつ寄り添った対応により効果的な支援に繋がっており、その結果として指標3の目標達成につながっているといえるため。

行政サービスコスト		目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値		22,395 (22,395)	22,395 (22,395)	22,395 (22,395)	22,395 (22,395)	千円
	説明 本市財政支出 (直接事業費)	実績値	21,540 (21,540)	22,395 (22,395)	22,851 (22,851)	25,686 (25,686)	24,196 (24,196)	

行政サービスコスト
に対する達成度

2)

- 1). 実績値が目標値の100%未満
- 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満
- 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満
- 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

当該事業は市の受託事業であり、市からの委託料総額を「母子家庭等生活支援事業」と「母子家庭等自立支援事業」で案分することで行政サービスコストとしています。昨年度比で支出は減少していますが、職員給与の増額や光熱費の高騰等の影響により目標値を超過しました。

本市に
よる評価

費用対効果
(「達成状況」と「行政
サービスコストに対す
る達成度」等を踏まえ
評価)

区分

区分選択の理由

- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

(2)

行政サービスコスト及び指標1・2が指標を下回っているが、利用者に対してはアフターフォローを含め寄り添った対応を行うとともに、必要に応じた情報提供や関係機関へのつながりも積極的に行い、効果的な就労支援となるよう取り組んでいる。これにより施策推進に関する指標3が目標値を上回っており、本市施策に貢献しているため。

改善 (Action)

実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続	II	
	II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続		・利用者に対しての丁寧な相談対応や個々に応じた内容の情報提供を行うことで、ステップアップに向けてチャレンジするひとり親家庭を支援します。
	III. 状況の変化により取組を中止		・講座やセミナーについて、よりニーズに沿った内容となるよう見直しを行うとともに、開催方法についてはオンライン併用での実施を増やす等、受講者の利便性を高めることで受講者数の増に繋がります。
			・高等職業訓練促進給付金等、資格取得を目指す際に利用できる給付金申請をきっかけとして相談に来られる方については、引き続き、本人の希望を踏まえながらも、将来の自立に繋がるよう適切なアドバイスや情報提供に努めます。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組③（令和7（2025）年度）

事業名	母子家庭等地域活動推進事業
計 画（Plan）	
現状	・会員数については、若い世代の組織離れ等の傾向により近年横ばいの傾向にあります。 ・事業参加者数については、コロナ禍の影響をうけ減少しているものの、交流の機会となる取組や支援を実施することにより、一定の参加実績があります。
行動計画	・会員数については、若い世代に対する広報活動を特に行うとともに、当該世代のニーズを把握しつつ、新たな会員獲得に向けた取組について検討しながら、新規会員の獲得を図ります。 ・事業参加者数については、会員等のニーズ等も踏まえつつ、幅広い年代の声が幅広く取り入れられるように、協議会の事業運営のあり方について検討しながら、さらなる参加の促進を図ります。 ・会員ニーズを把握し、取組内容について適宜検討、見直し、地域活動への評価値の向上を図ります。
具体的な取組内容	【指標1】 ・市内のひとり親が集まるイベントの際のブース設置や、新たに開設した公式LINE等を活用し、新規会員獲得のための積極的な広報を行います。入会のきっかけとなり得る情報として、会員になると利用できる日曜日保育や高等学校入学祝い金等の制度のほか、親子で参加できる魅力的なイベント等を広報に活用することで、会員数の増加を図ります。寡婦会員についても、ニーズに沿った交流会やサークル活動の内容を工夫し、会員の定着を図ります。 【指標2】 ・参加費の補助を行いながら、20歳未満のこどものいる会員が親子で参加できるイベントや宿泊行事を実施するほか、寡婦会員向けの交流会や大正琴等のサークル活動等を実施します。また、勉強会や報告会等の協議会運営に係る活動についても内容をわかりやすく会員に周知し、参加者数の増加を図ります。 【指標3】 ・地域活動への評価は高い値を維持しているため、引き続き地区会の役員を中心に、様々な会員の意見も取り入れながら活動を実施することで、評価値を維持します。地区ごとの交流会やクリスマス会等の季節行事に加え、ニーズを踏まえ新たにテーマパーク等での企画を実施します。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 令和7年度から会員登録の更新方法見直しを行い、年会費を納入した方のみ登録を継続することとしたため、会員総数は379人となりましたが、食料支援やイベント等をきっかけとした新規入会がありました。 【指標2関連】 20歳未満の子どものいる会員が親子で参加できるテーマパーク企画や食事会等、ニーズに沿ったイベントを精力的に開催したほか、寡婦による大正琴等のサークル活動を継続して実施することで会員同士のつながりづくりの機会にもなっており、会員数は減少したものの、事業参加者数は令和6年度から増加しました。 【指標3関連】 令和7年度の活動内容について、会員へのアンケート結果で90.6%が満足したと回答しており、活動実績が少ない方も含め回答をいただくようにしたため令和6年度から5.7%下がったものの、概ね好意的な評価を受けています。
----------------	--

評価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	会員数		目標値		590	600	610	620	人
	説明	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の会員数（母子家庭及び寡婦）	実績値	493	486	461	466	379	
2	事業参加者数		目標値		1,320	2,650	2,710	2,770	人
	説明	母子寡婦福祉協議会会員相互の交流促進のため、実施している地域活動の参加者数	実績値	2,309	2,591	2,394	2,236	2,513	
3	地域活動への評価		目標値		90.5	91.0	91.5	92.0	%
	説明	地域活動に対する各地区会の評価値 ※R4年度の個別設定値:85.5%(現状値の95%)	実績値	90	93.5	93.1	96.3	90.6	

指標1 に対する達成度	c	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	b	
指標3 に対する達成度	b	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

指標1は、令和7年度から会員登録の更新方法見直しを行い、年会費を納入した方のみ登録を継続としたため減少しましたが、より適切な会員管理を行いました。
指標2は、会員数が減少したものの、親子で参加できるイベントや各区の地区会ごとの活動を積極的に実施し高い参加率となったため、事業参加者数は昨年度より増加しました。
指標3は、会員を対象としたアンケートの結果により、回答者のうち90.6%が活動内容に満足したと回答しており、概ね好意的な評価を受けていますが、都合が合わず行事に参加できなかった方等の評価値が低かったことなどから、目標値には届きませんでした。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C 各成果指標は目標達成に至らなかったものの、若い世代を含めた活発な活動や各取組により新規会員の加入につながっており、ひとり親同士の交流の機会を生むことや地域の繋がりを維持することに貢献している。また、これによる会員からの活動への評価満足度について、令和6年度から下がっているものの高い水準を維持しているため、一定の成果があったものといえる。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		－	－	－	－	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)	実績値		－	－	－	－	
行政サービスコスト に対する達成度			1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上						

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	

改善(Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II	・親子で参加できるイベント等への参加をきっかけとして、新規入会やその後の定着にもつながっているため、ひとり親家庭のニーズが高く魅力的なイベント等を実施します。 ・法人のホームページや母子部のLINEにおいても積極的にイベント情報を発信し、子育て中のひとり親家庭の目にとまるよう、広報の充実を図ります。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

2. 経営健全化に向けた取組①（令和7（2025）年度）

項目名	収益性の確保
計 画（Plan）	
現状	昨今の葬儀の簡素化の風潮に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、特に斎苑売店事業の収益が悪化していることに伴い、法人財産が大きく減少しています。公益目的支出計画により令和9（2027）年度末までに約55,000千円の支出が必要であることから、今後基本財産額を計算上下回る可能性を考慮し、安定した収益の確保に向けた取組を進める必要があります。
行動計画	公益目的支出計画を踏まえた適正な支出を継続しながら、収益性を確保するため、次の事項に取り組みます。 ・自動販売機設置事業について、既設置分の計画的な入札により手数料等の増収を図りながら、新たに開設する施設に対しても、機会を捉えて新規設置を進めます。 ・斎苑の売店事業については、斎苑の指定管理者とも協議のうえ、運営方法の見直しによるさらなるコスト削減を進め、収益の改善を図ります。
具体的な取組内容	【指標1、指標2関連】 安定した収入源となる自動販売機設置事業について、設置台数の増加のため、指定管理施設等への設置の機会を捉え関係部署に働きかけを行います。公益目的支出を継続しながら、安定した経常収支比率と法人財産の維持に取り組みます。

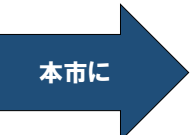
実施結果（Do）

経営健全化に向けた活動実績	【指標1関連】 ・自動販売機設置事業について、新たに北部児童相談所に1台設置を行いました。 【指標2関連】 ・自動販売機設置事業での収益を確保しながら、公益目的支出計画に基づく支出として母子家庭等地域活動推進事業に係る支出を行い、法人財産を維持することができました。
---------------	--

評 価（Check）

経営健全化に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常収支比率	目標値		92.3	98.2	97.4	96.7	%
	説明 事業活動の結果である経常収益と、それに費やした経常費用の割合 ※R7年度の個別設定値:86.3%(現状値の95%)	実績値	90.8	98.9	101.7	103.0	106.2	
2	正味財産の推移	目標値		78,025	85,593	82,660	79,027	千円
	説明 出捐者から受け入れた指定正味財産額と、本業から得られた過年度経常収支差額の合計額	実績値	89,318	87,827	89,122	92,436	95,287	

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満
指標2 に対する達成度	a	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)		
指標1の経常収支比率については、自動販売機設置事業の安定した売上により目標を達成しました。指標2の正味財産の推移についても、公益目的支出を継続しながら財産を確保することができ、目標を達成しました。		

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 指標1, 2ともに目標値を上回り、一定の収益維持と公益目的の支出を継続しながら、法人財産を維持することができている。

改善(Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I	・自動販売機設置事業については、安定した売上と収益の確保に向けて、現在稼働している躯体の手数料収入確保に加え、新規施設の開所等の機会を捉えて新規設置を進めます。 ・公益目的支出については、財産を維持しながら一定の支出を継続していきます。

法人名（団体名）	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
----------	--------------------	-----	--------------------

3. 業務・組織に関する取組①（令和7（2025）年度）

項目名	事務執行体制の確保
計画（Plan）	
現状	・近年、ひとり親等となる経緯が多様化し、様々な課題を抱えている家庭も多く、支援を実施するにあたっては、高い対応能力が必要となるケースがあります。
行動計画	・ひとり親家庭等の変化や取り巻く社会情勢が変遷する中、多様化するニーズや事案に対応できる専門知識、スキルの向上を図ります。
具体的な取組内容	【指標1関連】 ・生活支援、就業支援それぞれの相談内容や社会情勢の変化等を踏まえ、業務に関係する幅広い分野の研修受講を推奨し職員の資質向上を図るとともに、日々の業務に充分に対応しながら受講する機会を確保できるよう、安定した業務体制の整備にも取り組みます。 ・サン・ライヴ事業において有効な社会福祉士等の資格については、給与の増になる点を職員に周知し、引き続き積極的な取得について推奨していきます。

実施結果（Do）

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 相談対応を行う支援者としての心構えに関する研修のほか、就労支援、不登校に関する支援等、業務に関係する様々な分野の研修等を受講し、知識とスキルの向上に努めました。
---------------	--

評価（Check）

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	外部研修への参加(延べ人数)		目標値		20	20	20	20	人
	説明	専門知識の習得やスキル向上を図るため、各種研修会に参加した職員数	実績値	22	14	21	24	22	
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
実業務に関連する講義やセミナーについて意欲的に受講することに努め、目標値を達成しました。									

本市による評価

達成状況

区分	区分選択の理由
A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 業務を継続しながらも関連する知識の獲得やスキルアップにも積極的に取り組み指標の目標を達成したため。

改善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	・特に困難な課題を抱えた家庭等への支援や利用者が取得を目指す資格の多様化等に対応するため、職員には新たな知識の吸収やスキルアップも重要となることから、関係する研修の受講推奨とともに、日々の業務に対応しながら受講する機会を確保できるよう、安定した業務体制の継続にも取り組んでまいります。 ・サン・ライヴ業務において有効な資格は、取得による待遇の向上にもつながるため、引き続き積極的な推奨を行い、取得に向けた意欲向上にもつなげてまいります。

法人(団体名)	一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
---------	--------------------	-----	--------------------

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)						
	経常収益		79,814	91,863	103,755	117,648	53,010
	経常費用(事業費)		85,744	90,343	99,463	111,909	47,070
	経常費用(管理費)		2,134	2,554	2,538	2,368	2,846
	うち減価償却費		280	279	242	249	289
	当期経常増減額		△8,064	△1,033	1,755	3,372	3,093
	経常外収益						
	経常外費用						
	税引前当期一般正味財産増減額		△8,064	△1,033	1,755	3,372	3,093
	当期一般正味財産増減額		△8,064	△1,033	1,755	3,372	3,093
貸借対照表	(指定正味財産増減の部)						
	当期指定正味財産増減額		5,000	△458	△459	△122	△242
	正味財産期末残高		89,318	87,827	89,122	92,436	95,287
	総資産		93,862	92,395	96,599	99,847	96,981
	流動資産		50,015	49,285	54,190	56,816	54,155
	固定資産		43,847	43,110	42,409	43,031	42,826
	総負債		4,544	4,568	7,477	7,411	1,694
	流動負債		4,544	4,568	7,477	7,411	1,694
	固定負債						
	正味財産		89,318	87,827	89,122	92,436	95,287
	指定正味財産		5,000	4,542	4,083	3,961	3,719
	一般正味財産		84,318	83,284	85,039	88,475	91,568
主たる勘定科目の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
経常収益	事業収益		78,550	90,676	101,994	114,348	51,235
経常費用	人件費(事業費+管理費)		45,103	43,962	44,691	48,588	24,423
総資産	現金預金		46,429	44,552	49,172	51,384	49,811
総負債	有利子負債(借入金+社債等)						

主たる勘定科目の状況(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
経常収益	事業収益		78,550	90,676	101,994	114,348	51,235
経常費用	人件費(事業費+管理費)		45,103	43,962	44,691	48,588	24,423
総資産	現金預金		46,429	44,552	49,172	51,384	49,811
総負債	有利子負債(借入金+社債等)						

本市の財政支出等(単位:千円)			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金							
負担金							
委託料			37,074	38,595	39,749	44,325	42,141
指定管理料							
貸付金(年度末残高)							
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)							
出捐金(年度末状況)			15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
(市出捐率)			42.6%	42.6%	42.6%	42.6%	42.6%

財務に関する指標			令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)			1100.6%	1078.8%	724.8%	766.7%	3197.5%
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)							
経常収支比率(経常収益/経常費用)			90.8%	98.9%	101.7%	103.0%	106.2%
正味財産比率(正味財産/総資産)			95.2%	95.1%	92.3%	92.6%	98.3%
経常費用に占める市財政支出割合 (〔補助金+負担金+委託料+指定管理料〕/経常費用)			42.2%	41.5%	39.0%	38.8%	84.4%
経常収益に占める市財政支出割合 (〔補助金+負担金+委託料+指定管理料〕/経常収益)			46.5%	42.0%	38.3%	37.7%	79.5%

法人コメント			本市コメント			
現状認識		今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど			
斎苑売店事業については、収益の増加が見込めないことから令和6年度で事業を終了したため、令和7年度の経常収益及び経常費用は減少しています。 自動販売機設置事業については安定した収益を確保しているため、経常収支比率は100%以上を維持し、財産の確保にもつなげました。		将来的な収益確保に向けて、安定した収入源となる自動販売機設置事業については、引き続き機会を捉え設置台数増加の取組を行ってまいります。 今後も、公益目的の支出を継続しながら、将来に渡っての法人財産額の維持に向けて取組みます。	公益目的の支出を継続しながら、収益事業である自動販売機設置事業については、設置台数の増加のため引き続き指定管理施設等への設置の機会を捉え関係部署に働きかけを行い、将来に渡って安定した収益確保と財産の維持に向けた取組を期待します。			

(2)役員・職員の状況(令和8年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	0	0	0	11	0	0
職員	1	0	0	10	0	1

【備考】

- 総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由
- ・今後の方向性

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- ① これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**（以下「現方針」という。）に基づく、令和7年度の取組について評価を行いましたので、次のとおり御報告いたします。
- ② 本評価結果は、**現方針に基づく最終年度の評価**であり、**4年間の総括の視点での評価も合わせて行うとともに、この間の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化が進む中においても各取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」につながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ① 本市では、平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ② 平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ③ 今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ④ こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、当該指針において、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、方針に基づく取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
4		市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
5		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
6		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
7	経済労働局	観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
8		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
11	環境局	総務部企画課	川崎未来エナジー（株）
12	健康福祉局	保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
13		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
14		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
15	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
19	建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24	事務局	生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 $\geq$ 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 $\geq$ 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 $\geq$ 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●指標の単位が「%」のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のものと、指標の単位が「%」以外のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 $\times$ 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 $\geq$ 実績値
- b. 現状値（個別設定値） $\geq$ 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

●範囲内となることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値の下限値 $\leq$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値
- b. 想定なし
- c. 目標値の下限値の60% $\leq$ 実績値 $<$ 目標値の下限値、又は、目標値の上限値 $<$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値の $1/0.6$
- d. 実績値 $<$ 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の $1/0.6 <$ 実績値

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00 2.67 2.00 1.33 0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から 4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

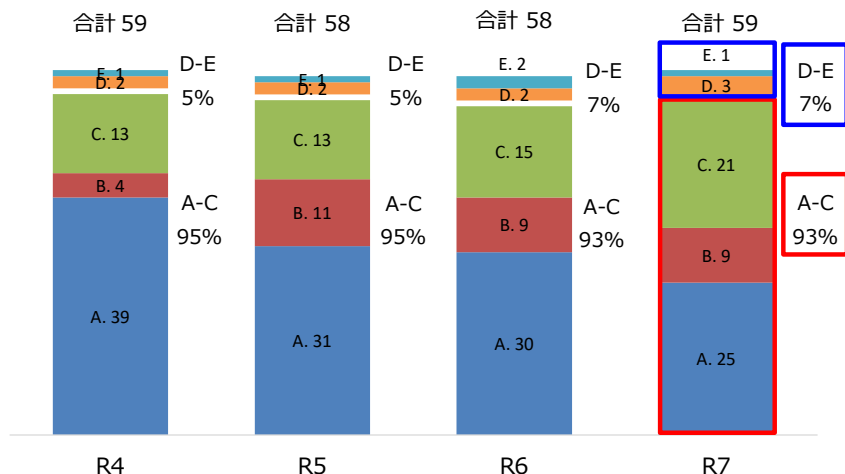
3 令和7年度 取組評価の総括

(1) 「本市施策推進に向けた事業取組」における「本市による達成状況の評価」及び「費用対効果の評価」について

- ① 「本市施策推進に向けた事業取組」(グラフ1) は、24法人で59件の取組(うち40件の取組が費用対効果(グラフ2)の評価あり)があり、「本市による達成状況の評価」が「**A、B又はC**」となったものが**93%**、「費用対効果の評価」が「**(1)又は(2)**」となったものが**93%**と、令和4年度取組評価における目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多い一方、達成状況の評価が「**D又はE**」となったものが**7%**、費用対効果の評価が「**(3)又は(4)**」となったものが**7%**と、**目標未達となった課題のある取組も僅か**に見られます。
- ② 令和7年度は、現方針の計画期間の最終年度であり、期間内で目標値の達成水準を段階的に引き上げる指標が多い中、「**A、B又はC**」については、令和6年度取組評価と同等の割合を維持していることから、本市の行政目的に沿った「**連携・活用**」の取組は順調に進んでいるといえます。また、「**D又はE**」については、法人解散に向けた事業規模の縮小によりやむを得ないものがある一方、令和6年度取組評価から継続して「**D又はE**」となったものもあります。これらの取組については、これまでの行財政改革推進委員会からの意見などを踏まえるとともに、令和8年3月に策定した次期「経営改善及び連携・活用に関する方針(令和8年度～令和11年度)」(以下「次期方針」という。)に基づき、達成度の向上に向けて、的確に対応していく必要があります。

本市施策推進に向けた事業取組／本市による達成状況の評価の推移

グラフ1



<本市による達成状況の評価区分>

A. 目標を達成した

B. ほぼ目標を達成した

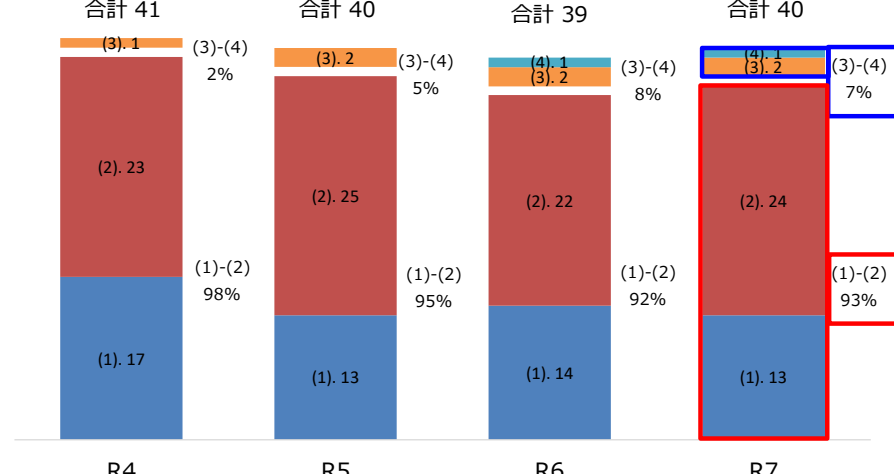
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった

D. 現状を下回るものが多くあった

E. 現状を大幅に下回った

本市施策推進に向けた事業取組／費用対効果の評価の推移

グラフ2



<費用対効果の評価区分>

(1). 十分である

(2). 概ね十分である

(3). やや不十分である

(4). 不十分である

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

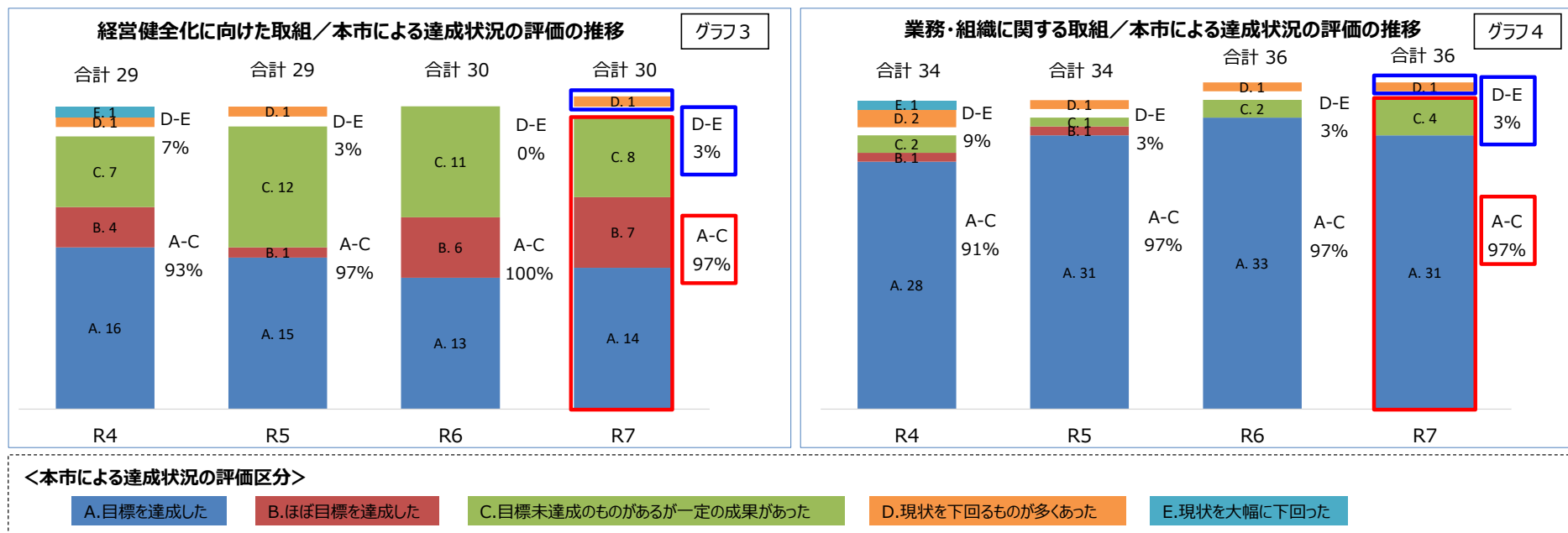
3 令和7年度 取組評価の総括

(2) 「経営健全化に向けた取組」における「本市による達成状況の評価」について

- 「経営健全化に向けた取組」(グラフ3) は、30件の取組があり、「本市による達成状況の評価」が「A、B又はC」となったものが97%と、引き続き高い水準で経営健全化が図られている一方、「D又はE」となったものが3%と、課題のある取組も僅かに見られます。また、個別の指標では目標未達の指標もあることから、昨今の物価高騰の影響などに留意し経費削減に取り組みつつ、法人によっては、さらなる収入確保策の検討も必要な状況にあるといえます。

(3) 「業務・組織に関する取組」における「本市による達成状況の評価」について

- 「業務・組織に関する取組」(グラフ4) は、36件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが97%、「D又はE」となったものが3%と、概ね適正な状況を保持しています。



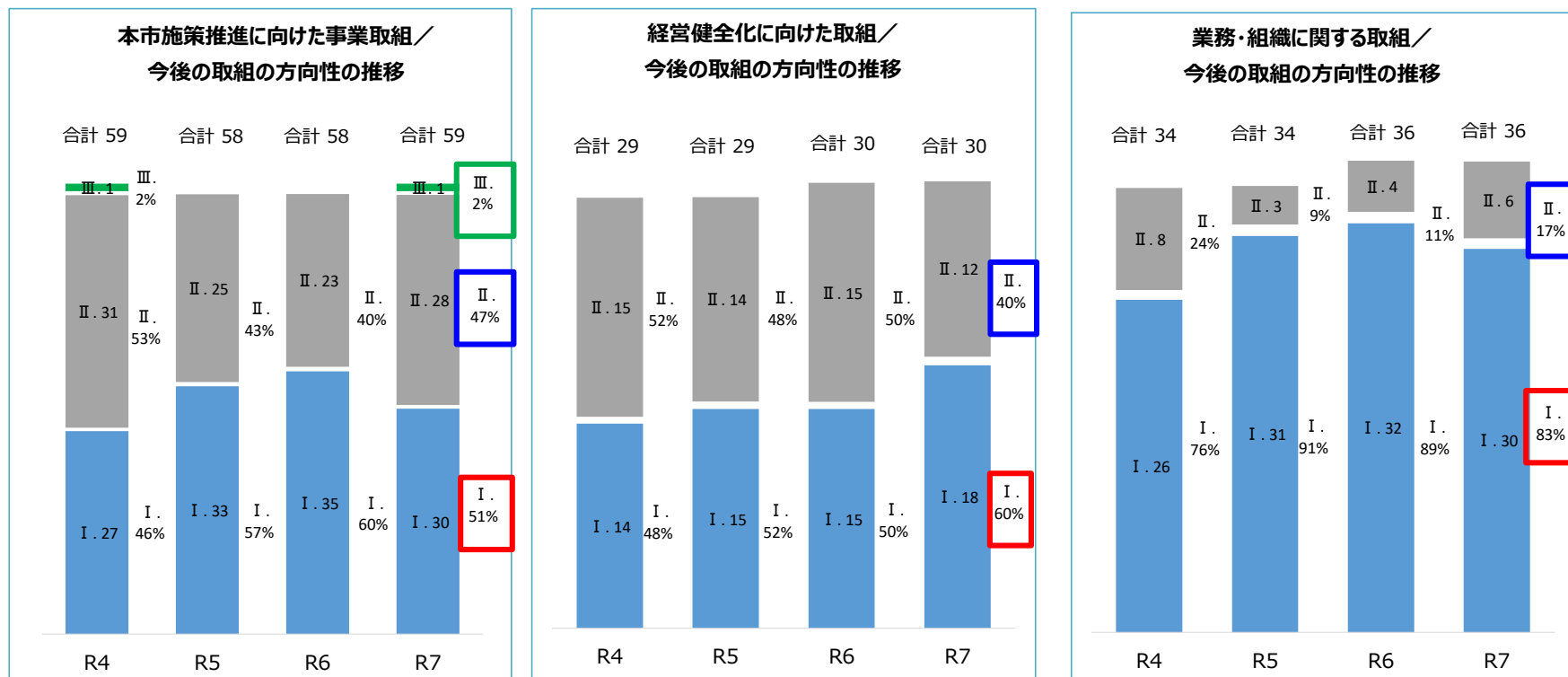
(4) 現方針 (R4～R7) の総括

- ① 現方針の計画期間である4年間を総括すると、前半の2年間は、新型コロナウイルス感染症からの回復が進む中、その状況を踏まえた目標値変更を行いながら着実に取組を進め、後半の2年間は、市制100周年を契機としたイベント等の展開など本市の行政目的に沿った「連携・活用」を深度化し、計画期間全体を通じて、いずれの取組においても一定以上の成果を上げてきたことから、引き続き着実な取組の推進が期待されます。
- ② 一方で、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足などの社会経済状況の変化や、さらなる民間企業の参画などが法人の取組状況に影響を及ぼしている面もあることから、財務状況が赤字であることにより、直ちに法人の経営状況を評価・判断するのではなく、その設立目的や存続意義に照らし、法人所管課が責任を持って、経営健全化の取組状況などを分析・検証し、引き続き、法人の存続・廃止、事業（取組）の見直しも含めた確認を行っていく必要があるといえます。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和7年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ① 下表の各取組において、令和7年度の「今後の取組の方向性」が「Ⅰ」となった**51%、60%、83%**のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。**
- ② 「今後の取組の方向性」が「Ⅱ」となった**47%、40%、17%**のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会経済状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施していくことも求められます。**また、「Ⅱ」の中には、**社会経済状況の変化を踏まえ、関連する法人の経営計画に変更があったものがあるため、当該取組については、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて次期方針の目標値変更を行うこととします。**
- ③ なお、「今後の取組の方向性」が「Ⅲ」となったものは、川崎市土地開発公社の「公共用地取得事業」であり、当法人は令和9年度中の解散を決定したことから、令和8年度以降は土地の先行取得を行わないこととしたため、取組を中止するものとしています。



<今後の取組の方向性区分>

Ⅰ. 現状のまま取組を継続

Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続

Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

令和 8 年 8 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 出石 稔

令和 7 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 8 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 7 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和 7 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和 8 年 8 月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「現方針」という。）の令和7年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、令和7年度は、各法人の「現方針」に基づく4年目（最終年度）の評価となるものであり、評価全般に対し4年間の総括を行い、また、令和8年3月に策定した次期「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和8年度～令和11年度）」（以下「次期方針」という。）の取組にも円滑につながっていくよう評価を行うとともに、個別の評価については、方針策定時の現状値を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画の変更等により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 取組評価について

審議対象である各法人の「現方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

「現方針」においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計125の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シー

ト」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 125 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る現状・行動計画・指標と 4 か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが 93%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが 93%となっており、令和 4 年度取組評価における目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが 7%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが 7%と、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが 97%と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、引き続き高い水準で経営健全化が図られている一方、「D 又は E」となったものが 3%と、課題のある取組も

僅かに見られたところである。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが 97%、「D 又は E」となったものが 3 %と、概ね適正な状況を保持していると認められる。

上記取組について、現方針の計画期間である 4 年間を総括すると、前半の 2 年間（令和 4・5 年度）については、新型コロナウイルス感染症からの回復が進む中、その状況を踏まえた目標値変更を行いながら着実に取組を進めたものと評価できる。また、後半の 2 年間（令和 6・7 年度）については、市制 100 周年を契機としたイベント等の展開など本市の行政目的に沿った「連携・活用」が深度化されたものと評価でき、計画期間全体を通じて、いずれの取組においても一定以上の成果を上げてきたことから、引き続き着実な取組の推進が期待される。

一方で、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足などの社会経済状況の変化や、さらなる民間企業の参画などが法人の取組状況に影響を及ぼしている面もある。このことを踏まえ、財務状況が赤字であることにより、直ちに法人の経営状況の評価・判断するのではなく、法人の設立目的や存続意義に照らし、法人所管課が責任を持って、経営健全化の取組状況などを分析・検証し、引き続き、法人の存続・廃止、事業（取組）の見直しも含めた確認を行っていく必要があると考える。

(2) 審議内容

ア 出資法人の設立目的等について

＜本委員会の意見＞

社会経済状況の変化などが法人に及ぼしている影響を踏まえ、指標及び目標値の妥当性や、その変更の必要性を確認する

だけでなく、法人の設立目的やミッションが着実に果たされているものなのかどうかを確認し、現状や今後の見通しを的確に把握した上で取組を進めていく必要がある。

＜市の見解＞

法人の設立目的やミッションについては、令和８年度を始期とする「次期方針」において、改めて検討・整理して示したところであり、本市としても法人の存続意義に関わる重要な要素であると認識しているため、社会経済状況の変化などを踏まえつつ、法人の事業や取組が、設立目的やミッションを果たすためのものになっているかどうかという視点をはじめ、その事業や取組に対する行政関与の必要性、さらには事業実施のための財政的・人的な経営基盤が整っているかなどの視点から、引き続き確認・検証を行っていく必要があると考えている。

イ 適正な人件費の確保について

＜本委員会の意見＞

公共サービスの担い手である出資法人において、そのサービスを安定的に供給するために必要な人材が適切に確保されるよう、必要な処遇改善や給与水準の見直しなどの取組は進めていくべきである。また、取組の推進にあたっては、法人の自助努力を前提としつつ、人事政策として、適正な人件費の確保に必要な費用は市がきちんと負担する仕組みを構築することが重要と考える。

＜市の見解＞

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところであり、また、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」においては、出資法人の事業目的を達成するために市が行う財政的関与については、出資法人

の自立的な経営努力を促す面からも必要最小限のものとするよう、継続的に適正化に取り組む必要があるとしている。

一方で、昨今の人件費高騰下において、本市職員の年間給与については、本市人事委員会による「職員の給与に関する報告及び勧告」を受け、直近（令和7年度）まで4年連続の増額改定が続いている状況にあり、また、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争が今後も見込まれる中、出資法人に期待される役割が十分に果たされるよう、必要な経営基盤の確保という視点により、出資法人の適正な給与水準等の実現に向けて、各法人の経営状況等を確認した上で、適切な財政的関与の必要性について、検討していく必要があると考えている。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項番	項目	意見	市の見解
1	川崎市土地開発公社の公共用地取得事業について	・今後も用地先行取得の需要がある中で、取得実務はこれから市職員が担うことになると思われるが、法人の設立経緯を踏まえると、法人解散により先行取得事業を法人が担わないことによる市の事業への支障はないのか。 ・法人解散に伴い、地価の高騰が見られる中、市内の先行取得の需要に伴う対応は市の財政状況から見て可能なのか。	・近年の先行取得実績や今後の先行取得需要調査等から、土地開発公社解散後に活用する、土地開発基金及び公共用地先行取得等事業特別会計の各制度で対応可能であることを確認しております。また、先行取得制度の運用にあたっては、地価高騰などの社会経済状況のほか、本市の財政状況、活用案件の個別具体的な状況等を踏まえて、市の事業進捗に併せて着実に対応してまいります。

項番	項目	意見	市の見解
2	川崎市文化財団の財団本部事業について	・横浜市の能楽堂の休館中も稼働率はほぼ横ばいであるが、令和8年度の再稼働に伴い、川崎市能楽堂の稼働率の低下が懸念されるが、こうした法人が関係する各文化施設の稼働率を分析し、今後どう対応するのか。 ・関係する施設の中には稼働率が下がっている施設もあるが、施設の特性に応じて様々な取組を展開する中、たとえば、代替としての民間施設があるなど、原因によりこれからの対応が異なると思うが、その原因をどう分析しているのか。	・当財団の所管施設は、近年の社会経済環境の変化の煽りを受け、これまで定期的に利用していた団体の利用料金の安い施設への移行、高齢化による団体の消滅、社員研修や会議等で貸室を利用していた法人のリモートワークや電子会議等 IT 化の促進によるスペース等の内製化が稼働率の低減に大きく影響しているものと考えます。 ・空き状況の確認や予約・申込手続等が電子化されておらず、また利用日の6月前からしか予約できないため、準備期間を要する発表会や公演等に利用しづらい等の声が利用者から寄せられており、課題と考えております。 ・今後、空き状況の確認をWEB上でできるようにすることで利用者の利便性を向上させ、稼働率向上に繋げるとともに、能楽堂については、能楽に限らず多様な利用が可能な148席のコンパクトな施設であることを積極的に広報し、新規利用者の獲得を目指します。 ・なお、新百合トウェンティワンホールについては、近隣に同施設のほぼ半額で利用できる麻生市民館があるため、大変厳しい状況ではございますが、新規利用者の獲得に向け、施設の強みをアピールした広報を展開するなど、引き続き稼働率向上に努めます。

項番	項目	意見	市の見解
3	川崎市文化財団の文化芸術に係る中間支援について	・中間支援の取組として「ネットワークの構築」を掲げているが、成果を測ることが難しい取組と考える。参加者数や稼働率、相談件数等のほか、その成果を効果的に図ることができる指標や、その指標につながる取組はどのようなものがあるのか（今後取り組んでいく予定なのか）。	・これまで「ネットワークの構築」については、交流・提携イベントの参加者の繋がりだけでなく、その事業の運営委員会や事例発表会等を通し、その事業に関わる個人・団体・事業者・行政職員等各セクター間の繋がり場を設け、新たな事業の創出やコラボレーションが生まれやすい機運の醸成も重要と考え取り組んでまいりました。これまでの取組の進捗状況も踏まえ、次年度から新たな成果指標として「交流・つながりの場の創出件数」を設定するなど、引き続き「アート・フォー・オール」の実現を目指して取り組んでまいります。
4	川崎市国際交流協会の多文化共生推進事業について	・「外国人市民の増加」と記載があり、国際化が一層進む中で、市と連携・役割分担しながら取組を進める上で、法人として新たな取組や見直した内容等について具体的に確認したい。 ・国際交流と生活困窮は異なる性質の業務だが、どのように相談業務の中で切り分けされているのか。	・外国人市民が円滑に日本で生活できるよう、生活ルール、マナー等を理解してもらうため、外国人がたくさん来ている場所へのアウトリーチにより生活オリエンテーションの実施機会を増やします。 ・「生活にほんごサロン」を拡充しています。 ・「小学校入学説明会」を教育委員会と協働し、「外国につながる子どもと保護者のためのプレスクール」として拡大実施しています。（R7年度～） ・工業団体連合会や商工会議所など、外国人を雇用している又は雇用を検討している職場等へのアプローチ、外国につながる子どもへ

項番	項目	意見	市の見解
			の関わりを持っている教職員に各種情報を届ける流れを確保するなど、届けたい人に必要な情報を届ける取組を進めています。 ・生活困窮に限らず、外国人であっても日本で暮らす中で相談内容が複雑化・多様化し、多言語対応している相談員がさまざまなニーズ、通訳翻訳、困りごと等への対応を行ったり、各行政機関、関係団体等の窓口へつなげる役割を果たしています。
5	川崎市国際交流協会の多文化共生推進事業について	・外国人市民が増えている中において、本当は相談したくてもできないなど、潜在化・埋没化してしまい把握できていないようなニーズはないか。また、相談体制について、特定技能資格の外国人が増加する等、状況の変化に対応したものとなっているか併せて確認したい。	・相談したくてもたどりつけない潜在のニーズが全くないとは言えないですが、国際交流センターの外国人相談にたどりつかなくても困らない別の途がたくさんあるようにしておくことが重要と考えています。そのために、外国人との接点がある部署や外国人が必要とする手続など様々な場面において現場の外国人対応がスムーズに行われるよう、国際交流センターの相談機能やその他支援の取組の周知、各所管で外国人の対応をする際の注意点、避難所で使う多言語指差しボード、多言語の生活情報などの役立つツールの紹介・啓発や情報提供などに注力しています。 ・就労で日本に入国することにより特定技能外国人が増加している中、雇用している外国人への生活支援義務がある就労先や登録支援機関等さまざまな団体等が職場・生活上の相談に対応しています。

項番	項目	意見	市の見解
			このような状況の中、外国人従業員の生活上の困りごとの相談先として国際交流センターの相談機能等を周知し、外国人向けの講座やイベントなどを従業員に紹介してもらうなどの取組を機会を捉えて行っています。併せて企業側の実態や認識も把握しながら進めています。また、教育、住居、入管手続などの複雑化・多様化する相談内容が増加しているため、各行政機関、関係団体等の窓口とより一層の連携に努めています。
6	川崎市スポーツ協会の施設管理運営事業について	・目標を多少下回っているが、協会はしっかり取り組まれているものと思料する。 ・近年スポーツが多様化しており（例えば「モルック」など）、健康面、競技面も高まってきている。こうした新たなスポーツ分野への協会の取組状況や展望はどうか。	・法人の強みとしているパラスポーツの普及について、現在ボッチャは、職員が有資格内部指導者として実施しており、車いすバスケットについては、市の貸出によりパラスポーツの普及を行うことができていると考えております。 ・スポーツの多様化が進んでいる中、今後、新たなパラスポーツやモルックなどのニュースポーツの普及に取り組んでいく必要はあると考えますが、スポーツ器具の導入や指導者の研修・確保等が必要となり、法人の主体的な取組は財政的にも難しいことから、市や他団体と連携して情報発信するなど、多様なスポーツの普及について検討を行いたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
7	川崎市スポーツ協会の施設管理運営事業について	・スポーツに関心のある市民が多く、事業参加者数が大きく増加する一方で、指定管理施設の受託数が減少し、今後事業参加者数などについて大きく減少が見込まれると、法人として各取組について抜本的な見直しや多角化など様々な可能性を検討する段階に来ているのではないか。法人運営における方針の練り直しの必要性についてどのように考えているか。	・スポーツ事業への参加者増に取り組む一方で、参加者の増加が、各事業の特性もあり必ずしも収益の増加と比例していないのが現状となっております。法人の取組方針として、市民のスポーツの普及・振興を図りながら、法人運営に必要な収益の確保が重要だと認識しております。令和7年度で宮前SCの受託が終了し、今後も指定管理施設の受託が難しくなっている現状を理解しつつ、それにかわる中間支援機能を有する法人の強みを活かした事業への参画や料金改定等を踏まえた既事業の見直しが急務と考えております。 ・そのため、令和8年度においては、改正スポーツ基本法にかかる講習会の新規実施や法人の主たる事業であるマラソン大会の参加料の値上げ、市委託事業の再受託、経費縮減としてスキー・スノーボード教室など一部事業の廃止・縮小等を行い収支面の改善を行いながら、市とともに加盟団体、総合型地域スポーツクラブ等への研修会による指導者人材バンクの充実を図り、中学校部活動の地域展開などにも対応できるよう法人内の体制を整備し、スポーツの中間支援組織としての役割を果たす取組を行っていきます。

項番	項目	意見	市の見解
8	川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・北部市場水産物部の取扱量の減少についての分析を確認したい。分析の結果によっては、活用方法の抜本的な見直しが必要となりうるが、その場合の方針についても確認したい。	・北部市場水産物部の取扱量につきましては、近年減少傾向（※総務省家計調査年報によると、魚介類の家計支出額は2016年⇒2030年で25.4%減と推計）が続いており厳しい状況にあります。これは人口減少や生鮮食料品（特に魚介類）消費量の伸び悩み等に起因するもので、全国的に同様の傾向です。 ・このような状況ではありますが、まずは法人による SNS 等の媒体を活用し情報発信等を通じた営業活動の強化や場内外事業者の利用料金の見直しの検討等を行っていくとともに、令和7年度末に策定した川崎市卸売市場新経営プランに基づき場内事業者だけでなく開設者（市）も一体となって、新たな産地や販路の開拓等取扱量の増加に向けた取組を進めてまいります。
9	川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・他都市の市場でも取扱量の低迷は共通の課題となっている中、同法人の取組の成果を確認する指標として、従来型の取扱量などの KPI で取組成果を測ることは難しい状況になっているのではないかと。	・他市場も含めて卸売市場の取扱量は厳しい状況であり、御指摘のとおり他指標を設定することも考えられるところですが、本市卸売市場におきましては、令和7年度に策定した卸売市場新経営プランにおいて、ハード（主に機能更新）・ソフト（集荷力向上や販路開拓等に向けた開設者、卸売業者及び仲卸業者による協議の場の設置、市内飲食店等とのマッチング機会の創出など）両面での対応により取扱量を増加させる取組を進めることを予定しているため、現時点

項番	項目	意見	市の見解
			では一般保管取扱量などの指標により取組成果を測ることとしております。
10	川崎市産業振興財団の研究開発推進事業について	・特許出願数について、令和6年度実績から減少し目標未達となっているが、この要因は何であると分析しているか確認したい。むしろ研究開発の環境整備がより重要であるため、入居者に対する施設・設備の満足度を測るアンケートなどをKPIに設定することも今後検討すべきではないか。 ・法人が担うべき役割に照らした際、特許出願数をもって、法人の役割を確認するといえるのか考え方を確認したい。	・ご指摘のとおり、法人の役割は単に特許出願数を増加させることではなく、研究成果の社会実装や産業化を推進することにあります。このため、特許出願数は一つの参考指標ではあるものの、質や実用化への貢献度を含めて評価することが重要と認識しております。こうした考え方を踏まえ、令和8年度からは「特許出願数」から「特許の基礎出願数」へ指標を見直し、研究成果の創出段階を適切に把握するとともに、実用化に向けたプロセス全体をよりの確に評価できるよう改善を図っております。 ・また、研究開発環境の整備や入居者支援については重要な要素と認識しており、iCONMでは入居企業が参加する定例会議（月1回）において、安全衛生や施設運用に関する情報共有に加え、入居者からの要望や課題を把握しております。いただいたご意見については随時対応を行っており、施設・設備の改善や運用の見直し等につなげております。今後は、こうした定性的な把握に加え、満足度の可視化などについても必要に応じて検討していきたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
11	川崎未来エナジーの 地域エネルギー事業 について	・国際的なエネルギー問題がある中で、電力市場における価格高騰リスクについて法人の事業運営（スキーム）の方向性としてはどのように考えているのか。 ・太陽光発電設置を認めない自治体もあるなど、厳しい社会状況（環境）下での法人の事業運営が求められると考えている。風力発電など太陽光発電以外の再エネ電力の確保の必要性はないのか。 ・ごみ量が減少傾向にある中で、必然的に廃棄物発電量も減少することとなるが、事業モデルとして背反するものを抱える中、将来的にどう展開していくのか。将来を見据えた取組がより大事になるため、今後の事業スキーム等を確認したい。	・川崎未来エナジーは多くの電源を処理センターの廃棄物発電で賄っていることから、電力市場における価格高騰の影響を受けにくいほか、市場からの調達量を適切に管理しているため、安定した事業運営が可能と認識しております。また経営基盤の強化にも取り組んでおり、安定した事業基盤の確立に努めているところです。 ・太陽光発電等の再エネの導入拡大にあたっては地域との共生を確保することがより一層求められており、国においては、屋根設置等の地域共生が図られた太陽光の導入支援等が進められているところです。こうしたことを踏まえ、川崎未来エナジーでは、引き続き太陽光発電をはじめ多様な再生可能エネルギー電源の調達の在り方を検討するものと認識しております。 ・廃棄物発電量の減少や、事業拡大に伴う相対電源及び市場からの調達量増が想定されることから、多様な再エネ電力の調達など、安定した事業運営に向けて検討していくものと認識しております。

項番	項目	意見	市の見解
12	川崎未来エナジーの 地域エネルギー事業 について	・指標1の未達が2年続いた中、今後は目標達成の見込が立つのか。見通しを確認したい。 ・再エネ普及を進めていくにあたり、市民の行動変容も重要であるため、普及啓発も進める必要があると考えるが、市と法人とがどこまで連携して取り組んでいくのか考え方を確認したい。	・指標1の「市域への再エネ電力供給量」は、ごみ焼却量の減少に伴い、市から調達する廃棄物発電量が想定を下回り、事業パートナーへの余剰売電量が少なくなったことなどから目標未達となりました。 当該指標は「販売電力量」と「余剰電力取次量」の合計であるため、市の廃棄物発電量に左右されますが、次期方針では、指標を市の廃棄物発電量の影響を受けにくい「市域への再エネ電力販売量」に見直し、主体的な取組実績を評価することとしています。今後は、公共施設に加え、民間施設への再エネ電力販売を一層強化することにより、目標達成を目指してまいります。 ・再エネ普及に向けた市民の行動変容の促進については、市としても重要だと考えており、川崎未来エナジー（株）においても様々な取組を進めています。これまでも、市と川崎未来エナジー（株）で連携して再エネ電力供給を契機とした環境配慮行動を促すキャンペーン等を実施してきたところですので、今後も、相乗効果が見込めるものにつきましては、連携しながら取組を推進してまいります。

項番	項目	意見	市の見解
13	川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・参加者数の伸び悩みについて、昨年度の本委員会での意見への対応として、若い年代など新たな層の獲得や、他の機関や共催団体と連携した新しいアプローチ方法の模索に取り組むと回答していたが、その進捗や今後の見通しについて確認したい。 ・就労継続支援B型事業所などとはどのように連携し対応しているのか。参加できることがあると思うが、考え方を確認したい。	・新たな層の獲得については、川崎市内の障害福祉サービス事業所などの広い範囲へ教室の周知・参加者募集に取り組んでおります。 共催団体等と連携した新しいアプローチ方法については、共催団体等と意見交換を行い、その結果、参加者にはリピーターが多いことを把握したため、リピーターの方が飽きることなく参加できるよう教室の内容を高度化することに取り組んでおります。また、参加しやすい形態での実施として、ZOOMなどオンラインでの実施にも取り組んでおります。今後も共催団体等と連携し、効果的な実施方法を継続して検討していきたいと考えております。 ・就労継続支援B型事業所との連携については、川崎市内の就労継続支援B型事業所に対して、教室等の実施について、メール配信やチラシ及びポスターを配布しており、実際に令和7年度も就労継続支援B型事業所を利用している方も参加されております。

項番	項目	意見	市の見解
14	川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・新たなニーズの掘り起こしに取り組んでいるとのことだが、イベント参加者数が増加する一方で生活訓練等事業への参加者数が減少するなど、現在の取組内容がニーズに合致しているのか疑問に感じる。若年層の数は流動的になりがちであるが、年齢層の分布などを分析した上で取組を検討しているのか確認したい。	・共催団体等との意見交換を行い、現状の参加者は高齢のリピーターの方が多いということを把握しております。この方々に継続して参加していただけるよう教室内容を新たに企画するなどの満足度向上に取り組んでおり、教室の内容が魅力あるものとなることで新たなニーズの掘り起こしにも繋がると考えております。 ・また、同時に若年層を含めた新たな参加者の獲得のため、より広い範囲へ参加者募集の周知を行い、若年層向けの教室の実施に取り組んでおります。今後は、若年層向けの新たな教室の企画等も検討してまいります。
15	川崎市母子寡婦福祉協議会の母子家庭等地域活動推進事業について	・年々会員者数が減少傾向の中、たとえば、200 人を切った場合など大きく事業を取り巻く状況が変わった場合は、会費制度に固執することなく、事業のあり方も含めて市と法人で方向性や具体的な内容を検討すべきではないか確認したい。	・同協議会の会員数については、こどもの成長や会員の再婚、寡婦の高齢化等による退会が一定数あるものの、親子で参加できるイベントの企画等により若い世代の入会に繋がり近年は横ばいでしたが、令和7年度は更新方法の見直しを行ったことから減少となっています。 ・今後については、よりニーズに沿ったイベントの実施とともに、ホームページや LINE 等において活動を魅力的に伝える取組等により、ひとり親家庭へ効果的に情報を届け、引き続き新規会員の獲得に取り組んでまいります。

項番	項目	意見	市の見解
			・会員数が減少する状況においても、市が事業実施に至っていないひとり親家庭の交流や地域活動の場としての本事業の役割は重要と考えておりますが、事業を取り巻く状況が大きく変わった場合の事業のあり方や方向性、具体的な内容については今後検討してまいります。
16	川崎市母子寡婦福祉協議会の母子家庭等地域活動推進事業について	・近年は市民の行動様式の変容やインフレ等により、社会経済状況が変化してきている中、家族の生活様式も変わり、それにもなってニーズも変化しているように思われる。ニーズの把握とそれへの対応について確認したい。	・若い世代の組織離れ等の傾向がある中、会員のニーズの把握については、アンケート実施や各地区会等の役員が地区ごとの役員会やイベント時の会員とのコミュニケーションを通じて意見を吸い上げる役割を担っており、毎月の三役会等においてニーズを踏まえた活動やイベントの企画等へ反映することにより対応しております。 ・近年行った対応としては、イベント内容としてテーマパークを取り入れたことや、母子部の情報発信・連絡ツールとして LINE アカウントの運営を令和 7 年度から開始したこと、また会員の負担軽減のため事業の運営に係る委員会等の統合や会議等の回数の精査による効率化を図ったこと等が挙げられます。

項番	項目	意見	市の見解
17	川崎市公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について	・経常収支比率が 100%に達しない厳しい経営状況が続く中、目標値に達していない事業（取組）もあるが、その内容については市民ニーズを踏まえた時宜を得たものになっているのか。 ・法人として、成果が発現していない事業（取組）に対して、限られた資源をどこまで投入するのか、市も一緒になって考えるべきと思うが、考え方や方向性を確認したい。	・ホームページアクセス回数（指標 1）については、令和 7 年度は、多くの市民の関心が高いばら苑の一時公開中止の影響があったほか、事業見直しに伴い一時的に情報発信機会が減少したことから、閲覧数が低下している状況ですが、令和 8 年度からは、市民リポーターが取材・発信を行い、交流イベントも一体的に実施する「はなまちガーデンリポート事業」など多様な市民の関わりを促進しながら、発信コンテンツの充実と閲覧機会の拡大に取り組んでまいります。また、各種助成制度など、成果が継続的に目標値に達していない事業については、制度の使い勝手やニーズとの不一致などが考えられるため、市としても現状の問い合わせ状況や緑化推進における他都市状況等の把握に努め、見直しを図っていく必要があると考えています。 ・法人の事業において、形骸化していると考えられるものや、成果に対して過度の負担となっている事業がないか法人にヒアリングを行い、取組の廃止や負担が少ない形への見直し等を行い、市としても効率化に取り組んでいるところです。

項番	項目	意見	市の見解
18	川崎市公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について	・令和9年度は近隣自治体の横浜市において、親和性が高い国際園芸博覧会が開催されるが、法人や事業として連携を検討できる余地があるのか、状況を確認したい。	・国際園芸博覧会は、国際的な位置付けでは昨年大阪で開催された万博と同等クラス（BIE（博覧会国際事務局）登録・認定）緑の祭典としては国際規模でも最上位の催しです。川崎市でも、本市のみどりの将来像に向けた取組を国内外に発信するべく「花・緑出展（全国の自治体・企業等が庭園等を作成展示します）」に参加することとし、グリーンコミュニティ推進室内に組織を編成し、最先端技術を有する専門家チームと出展庭園の計画づくりを進めているところです。 ・公園緑地の利用促進や中間支援組織としての機能を持つ公園緑地協会においては、この隣接市で開催される園芸博覧会から発出されるボランティア募集や催し等の情報を、緑に関心を持つ市民に届ける役割を担ってきており、今後に向けても市内での広報イベントでの連携など様々な機会をとらえて連携を図って行きたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
19	川崎市消防防災指導 公社の防火防災及び 救急に関する普及啓 発事業について	・指標1「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」の未達要因の特定は困難とのことだが、市民救命士が増えれば指標1の割合も増加する可能性が高いと考える。取組と実績値の関係性が薄いとしても、運用に見直す余地はないのか考え方を確認したい。 ・指標1は次期方針では設定していないとのことだが、現方針で設定した意図はあるはずなので、当時の考え方も含め、指標の適否の振り返りや未達要因の深掘り、今後の取組の具体的な明示が必要ではないか。	・市民による心肺蘇生実施割合の増加は、救命率の向上等の観点から重要な課題と認識しております。一方で、心肺蘇生の実施主体は市民救命士に限定されるものではなく、また、心肺停止傷病者が発生した場所や周囲の環境などの外的要因や、身体的接触への心理的負担など、複合的な要因も実施に影響しているものと考えられます。このように、市民救命士等の養成は当該割合の増加に一定寄与できるものの、その取組成果が必ずしも当該割合の増加と連動するものではないことから、次期方針においては、公社事業の成果を直接的に測ることができる指標設定に見直しを行いました。 ・本法人としましては、市民救命士等の養成を通じて、市民による心肺蘇生実施割合の増加に寄与していくことが重要な役割であると認識しております。そのための取組の一つとして、消防局と指導公社が連携し応急手当の普及啓発を展開しており、具体的には、あらゆる機会を通じて市民救命士養成講習の広報活動を行っているほか、関係局と連携し、応急手当普及員資格を有する市立看護大学の学生が、市内の児童・生徒へ救命教育を行い、新たな市民救命士証を指導公社が発行する取組を今年度より開始し、次世代の市民救命士の裾野の拡大を図っています。

項番	項目	意見	市の見解
			・引き続き、関係局との連携による救命教育の拡充や普及啓発の多角的な推進により、市民による心肺蘇生実施の機運を実質的に高めていくことを通じて、結果として心肺蘇生実施割合の向上に資する取組を進めてまいります。
20	川崎市消防防災指導 公社の防火防災及び 救急に関する普及啓 発事業について	・費用対効果の評価が「(4)不十分である」となっており、本市財政支出が増加した主な要因は、定年延長に伴う職員給与額の改定等による事業費（委託料）増とのことだが、公的サービスを維持していく上で職員給与の適切な増額は重要とも言える。また、公的サービスの実施にあたり、実施主体の選択肢として直轄や民間もある中で出資法人を選択しているのであれば、法人の事業の棚卸しや財務分析を行った上で、市の人事政策とも連携した人員と給与水準の適正な管理が重要である。そのための必要な市からの財政支出は行うべきと考える。考え方や方向性を確認したい。	・本法人の事業は、市民の安全確保に直結する重要な役割を担っており、市民の防災意識も高まりを見せる中で安定的なサービス提供を行うためには、適切な人員体制の確保が不可欠であり、そのためには給与水準の適正化が課題の一つであると認識しています。また、近年の本市財政支出（委託料）の増加についても、昨今の人件費の動向を踏まえた対応であり、一定の合理性があるものと考えます。 ・一方で、経営面に課題があることも認識していますので、出資法人としての効率的かつ持続可能な運営の観点から、事業の必要性や実施手法の見直し、財務状況の分析を行った上で、市の人事・財政部門などとも連携して検討を行い、適正な人員配置及び給与水準の管理に努めていく必要があるものと考えます。 ・上記の取組について、経営健全化の視点を踏まえつつ、当該事業の公益性や必要性を踏まえながら、必要な財政支出の在り方について総合的に検討してまいりたいと考えています。

項番	項目	意見	市の見解
21	川崎市学校給食会の安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給について	・学校給食費の公会計化により、給食費の支払いに関する事務は削減、効率化されたのか、現状や進捗を確認したい。	・令和3年度からの給食費徴収業務は市の業務となったため、その部分の業務量は減少していますが、令和2年度以前の給食費は引き続き、公財）川崎市学校給食会が学校と連携を図り、徴収業務を担っています。 ・一方、公会計化に伴い、一部業務が増えた部分もあり、例えば、特別支援学校の給食を統一献立に改めたことにより、食材調達業務に関して、特別支援学校の4校分（田島支援・田島支援桜校・中央支援学校・聾学校）が増加しました。 ・なお、公会計時に業務の増減について検証したところ、1人工分の業務は減少していなかったため、公会計前と同数の職員数としてきましたが、令和6年度に定年退職した職員を補充せず、令和7年度は1名減員したところでございます。

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項番	項目	意見	市の見解
1	川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・物価高騰による収益の減は理解できる。 ただ、収益性の確保のため事業への参加料を値上げすることは、受益者負担といえども、競技（する）スポーツの振興の観点から、極力最後の手段としたほうが妥当と考えるがいかがか。	・多くの方に参加いただいているスポーツイベントの一つである多摩川マラソンは、スポーツ振興の観点から、他都市が値上げしている中、今まで参加料の据え置きを行ってきましたが、物価・人件費高騰分や他都市同事業の参加料の値上げ等を踏まえ、令和8年度に参加料の値上げを実施することとなっております。 ・また、値上げ幅についても物価高騰分等を想定しているため、500円に抑え、必ずしも法人の収益性確保の為だけではなく、スポーツの推進を大前提とした上での受益者負担であると考えております。 その他教室（スキー・スノーボード教室、スケート教室等）の値上げについても同様と考えております。

項番	項目	意見	市の見解
2	川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・スポーツに関心のある市民が多く、事業参加者数が大きく増加する一方で、指定管理施設の受託数が減少し、今後事業参加者数などについて大きく減少が見込まれると、法人として各取組について抜本的な見直しや多角化など様々な可能性を検討する段階に来ているのではないか。法人運営における方針の練り直しの必要性についてどのように考えているか。	・本市施策推進に向けた事業取組「施設管理運営事業」における市の見解と同様でございます。（P16 項番7参照）
3	川崎市まちづくり公社の有利子負債比率の計画的な削減と主要な売上高の維持について	・すでに一部施設ではテナント更新にあたり賃料の値上げを行うなど、物価やエネルギー価格の高騰が著しい社会状況を踏まえて売上高の確保に取り組まれているところだが、値上げに伴う空室リスクのバランスも重要な視点と考える。今後の目標達成の見込や多角的な事業展開の検討可能性など、売上高確保に向けた方向性を確認したい。	・有利子負債比率の削減と売上高維持に向け、賃料の適正化による財源の確保を進めております。また、賃料につきましては、地域の不動産市況やテナントの動向を分析し、周辺賃料等とのバランスを取りながら空室リスクの最小化に努めており、売上高維持に向けた目標達成は可能であるものと考えております。 ・今後も引き続き現在の賃料収入を確保するため、施設の改修や設備機器の更新など計画修繕等を適切に実施し、テナントにとって魅力ある施設を維持し、安定的かつ持続可能な経営基盤の構築に努めてまいります。

項番	項目	意見	市の見解
4	川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・ 経常収支比率が 100%に達しない厳しい経営状況が続く中、目標値に達していない事業（取組）もあるが、その内容については市民ニーズを踏まえた時宜を得たものになっているのか。 ・ 法人として、成果が発現していない事業（取組）に対して、限られた資源をどこまで投入するのか、市も一緒になって考えるべきと思うが、考え方や方向性を確認したい。	・ 本市施策推進に向けた事業取組「緑化推進・普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P24 項番 17 参照）
5	川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・ 等々力緑地再編整備事業の PFI 導入に伴い大きな収入源がなくなり、それが低調な経常収支比率につながっているのであれば、経営改善を法人に一任するのではなく、法人のノウハウや知見が活かされるような収益事業を考えるなど、市と法人で連携して取り組んでいく必要があるのではないか。	・ 現在、市担当部局としても公園緑地協会の健全な経営に向けて効果的な措置を図る必要があると考えており、公園緑地協会の公園売店や駐車場運営におけるノウハウを生かして収入につながるよう、公園緑地内の自動販売機設置拡大や、収益性の低い駐車場運営の見直し調整、新たな駐車場活用の方策検討において必要な情報を提供して協議しているほか、公園緑地でのイベント開催による収益確保の検討に連携して取り組み、公園緑地を所管する区との調整などを実施しております。

項番	項目	意見	市の見解
6	かわさきファズの財務状況の改善について	・「改善（Action）」の「方向性の具体的内容」に記された経営健全化に向けた取組は、地道に実施していく必要がある。	・御意見のとおり、経営健全化に向けた取組は、粘り強く継続的に実施していく必要があると考えております。賃料アップやユーティリティ売上げの向上、また計画に基づく施設・設備の修繕等を行いつつ優先度の高いものについては柔軟に対応するなど、着実に進めてまいります。
7	川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について	・南海トラフ地震や頻発する水害により市民の防災意識は高まっているものと考ええる。法人の役割は市民生活に直結する重要なものであるため、経営健全化に向けて既存事業で収入確保に注力するというよりは、市からの財源投入なども視野に入れて検討すべきと考えるがいかがか。	・本市施策推進に向けた事業取組「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P27 項番 20 参照）

項番	項目	意見	市の見解
8	川崎市消防防災指導 公社の経営の健全化 について	・費用対効果の評価が「(4)不十分である」 となっており、本市財政支出が増加した主 な要因は、定年延長に伴う職員給与額の改 定等による事業費（委託料）増とのことだ が、公的サービスを維持していく上で職員 給与の適切な増額は重要とも言える。ま た、公的サービスの実施にあたり、実施主 体の選択肢として直轄や民間もある中で 出資法人を選択しているのであれば、法人 の事業の棚卸しや財務分析を行った上で、 市の人事政策とも連携した人員と給与水 準の適正な管理が重要である。そのための 必要な市からの財政支出は行うべきと考 える。考え方や方向性を確認したい。	・本市施策推進に向けた事業取組「防火防災及び救急に関する普及 啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P27 項番 20 参 照）

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔 (会長)	関東学院大学 法学部 教授
出雲 明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
嘉藤 亮	神奈川大学 法学部 自治行政学科主任 教授
黒石 匡昭	P A パートナース株式会社 代表取締役 公認会計士
中村 郁博	東洋大学 大学院経済学研究科公民連携専攻 専攻長 兼 教授 東洋大学 国際 P P P 研究所 所長

(2) 審議経過

・第 1 回委員会

令和 8 年 7 月 6 日 (月) 川崎市役所本庁舎 2 階 204 会議室 (WEB 併用)

・第 2 回委員会

令和 8 年 7 月 27 日 (月) 川崎市役所本庁舎 2 階 204 会議室 (WEB 併用)